

役員給与規程一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、<u>独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構</u>（以下「機構」という。）の役員の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条 (略)</p> <p><u>(給与の支払)</u></p> <p>第3条 役員の給与は、法令に基づきその役員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨で直接本人に支払うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>役員から申出があった場合においては、その者に対する給与の全部をその者の預金又は貯金への振込みの方法によって支払うことができる。</u></p> <p>第4条 (略)</p> <p>(地域手当)</p> <p>第5条 地域手当は、<u>千葉県千葉市に在勤する常勤役員に対して支給する。</u></p> <p>2 地域手当の月額、本俸の月額に100分の3.5を乗じて得た額とする。</p> <p>(給与の支給日)</p> <p>第6条 給与（<u>期末手当、勤勉手当及び通勤手当を除く。</u>以下この条及び次条において同じ。）は、月の1日から末日までの期間につき、その月額をその月の16日に支給する。ただし、16日が職員就業規則（平成15年規程第2号）第11条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その前日（その日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）に支給するものとする。</p> <p>(新たに常勤役員となった者及び常勤役員でなくなった者の給与)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第8条 第1項 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、<u>期末勤勉手当基礎額に一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第19条の4第2項に定める指定職俸給表の適用を受ける職員の支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>3 前項の期末勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した常勤役</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、<u>独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構</u>（以下「機構」という。）の役員の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条 (略)</p> <p>第3条 役員の給与は、法令に基づきその役員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨で直接本人に支給する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>役員が給与の全部又は一部について自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合は、振込みにより給与を支給することができる。</u></p> <p>第4条 (略)</p> <p>(地域手当)</p> <p>第5条 地域手当は、<u>一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）第11条の3の規定に準じて常勤役員に対し支給する。</u></p> <p>2 地域手当の月額、<u>東京都特別区又は千葉県千葉市に在勤する常勤役員にあっては本俸の月額に100分の3.5を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(給与の支給日)</p> <p>第6条 給与（<u>期末手当及び勤勉手当を除く。</u>以下同じ。）は、月の1日から末日までの期間につき、その月額をその月の16日に支給する。ただし、16日が職員就業規則（平成15年規程第2号）第11条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その前日（その日が休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）に支給するものとする。</p> <p>(新たに常勤役員になった者及び常勤役員でなくなった者の給与)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第8条 第1項 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、<u>期末勤勉手当基礎額に一般職給与法第19条の4第2項に定める指定職俸給表の適用を受ける職員の支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u></p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>3 前項の期末勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した常勤役</p>

員にあっては、退職し、又は死亡した日)において常勤役員が受けるべき本俸及び地域手当の月額、本俸の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本俸及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。

4 (略)

5 基準日以前6箇月以内の期間において、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。)から引き続いて常勤役員となった者については、その者の国家公務員として引き続いた在職期間を常勤役員としての引き続いた在職期間とみなす。

6 基準日前に引き続き国家公務員となるために退職した常勤役員に対しては、第1項の規定にかかわらず、期末手当は支給しない。

7 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止められた期末手当)は支給しない。

(1)から(3)まで(略)

8 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた常勤役員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1)退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

9及び10 (略)

(勤勉手当)

第8条の2 第1項(略)

2 勤勉手当の額は、期末勤勉手当基礎額に基準日以前6箇月以内の期間における常勤役員の勤務期間の区分に応じて、次の表に定める割合と、業績評価の結果等を考慮し、理事長が別に定める割合とを乗じて得た額とする。

表(略)

3 前条第3項から第10項までの規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、前条第3項中「前項」とあるのは「次条第2項」と、「基準日」とあるのは「基準日(次条第1項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)」と、同条第6項及び第7項中「第1項」とあるのは「次条第1項」と読み替えるものとする。

第9条から第11条まで(略)

附則(略)

附則(平成23年9月30日規程第16号)

員にあっては、退職し、又は死亡した日)において受けるべき本俸及び地域手当の月額、本俸の月額に100分の25を乗じて得た額並びに本俸及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額とする。

4 (略)

5 基準日以前6箇月以内の期間において、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。)から引き続いて役員となった者については、その者の国家公務員として引き続いた在職期間を役員としての引き続いた在職期間とみなす。

6 基準日前に引き続き国家公務員となるために退職した役員に対しては、第1項の規定にかかわらず、期末手当は支給しない。

7 次の各号のいずれかに該当する者には、第1項から第3項までの規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止められた期末手当)は支給しない。

(1)から(3)まで(略)

8 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた常勤役員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1)退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

9及び10(略)

(勤勉手当)

第8条の2 第1項(略)

2 勤勉手当の額は、期末勤勉手当基礎額に基準日以前6箇月以内の期間における常勤役員の勤務期間の区分に応じて、次の表に定める割合に、前項に定める業績評価の結果等を考慮し、理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。

表(略)

3 前条第3項から第10項までの規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、前条第3項中「基準日」とあるのは「基準日(第8条の2第1項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)」と読み替えるものとする。

第9条から第11条まで(略)

附則(略)

(施行期日)

第1条 この改正は、平成23年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(期末手当及び勤勉手当に関する経過措置)

第2条 施行日の前日において、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成23年法律第26号）附則第2条第1項の規定による解散前の独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「能開機構」という。）の常勤の役員であった者で、施行日において独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）の常勤の役員として任命されたものに対する期末手当及び勤勉手当の支給については、その者の能開機構の常勤の役員としての在職期間及び勤務期間を機構の常勤の役員としての在職期間及び勤務期間とみなす。

(地域手当に関する経過措置)

第3条 平成24年3月31日までの間、この改正による改正後の役員給与規程第5条の規定の適用については、同条第1項中「千葉県千葉市」とあるのは「千葉県千葉市、東京都特別区及び神奈川県横浜市」とする。